

# インドネシアにおける意匠および商標 の冒認出願対策

Tilleke & Gibbins International Ltd.  
(Indonesia)

Somboon Earterasarun



Tilleke & Gibbins 事務所は 1890 年にタイで設立。業務展開・拡張を経て、現在ではタイ、インドネシア、ベトナム、ラオス、ミャンマーにオフィスを開設し、約 120 名の弁護士と約 250 名のスタッフが在籍する総合法律事務所である。Earterasarun 氏はインドネシアオフィスの代表である。

インドネシアでは、利害関係人であれば、冒認意匠や冒認商標の出願に対して、当該出願の公開後 3 ヶ月以内に、異議を申し立てることができる。冒認意匠や冒認商標の出願がすでに登録されている場合には、その登録の取り消しを求める訴訟を商務裁判所に提訴することが可能である。インドネシアにおける意匠および商標の冒認出願対策について以下に解説する。

## ■ 意匠の冒認出願対策について

意匠に関する 2000 年インドネシア法第 31 号（意匠法）では、形状、輪郭または立体もしくは平面形状における線および色彩ならびにそれらの組合せによる三次元もしくは二次元の形状の創作物であって、美的効果を有し、三次元または二次元の図形による実現が可能であり、かつ、製品または手工芸品の生産に使用されるものを保護している。本法の定める範囲に該当する創作者および意匠考案者は、意匠出願日から 10 年の期間にわたり、保護された製品の使用、製造、販売、輸出入または頒布に関する独占的な権利を享受し、他の者の前記の行為を禁じる権利を与えられる。

意匠法第 26 条では、知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Rights : DGIPR）に出願された意匠出願が公開された日から 3 ヶ月以内に、利害関係者は公開された意匠出願に対し、書面により異議を申し立てることができる。公開された意匠出願に対する異議申立の根拠としては、当該意匠の新規性の欠如、現行法および規則、公共の秩序、宗教もしくは道徳に対する違反等の不登録事由が考えられる。もし、ある意匠が不正に出願されていることを証

明する理由を第三者が有している場合、その第三者は当該意匠出願が拒絶されるべきである証拠を提出することができる。その場合、DGIPR は意匠出願人に異議申立があったことを通知することになる。

異議申立に関する通知を受け取った場合、出願人は当該通知が送付された日から3ヶ月以内に反対陳述書を提出することができる。これを受けて審査官は意匠出願の実体審査を実施し、異議申立と反対陳述書の双方を検討する。審査官は実体審査開始から6ヶ月以内に決定を言い渡す。異議申し立ての結果、出願を拒絶された場合、拒絶通知の発行日から3ヶ月以内に商務裁判所へ審査官の査定を不服とする訴訟を提起することができる。

冒認意匠の出願が既に登録されていた場合、意匠法第37条および第38条では、利害関係者が当該意匠登録の取消を求める訴訟を、商務裁判所に提起することを認めている。ただし、当該意匠権が第三者に使用許諾されており、意匠登録簿にライセンシー名が記載されている場合、当該ライセンシーからの登録取消承認書を商務裁判所に提出しなければならない。通常、ライセンシーが登録取消に同意することは考えにくいいため、冒認意匠であっても第三者に使用許諾された意匠の登録を取り消すことは困難である。

## ■ 商標の冒認出願対策について

商標および役務商標に関するインドネシアの法律では、図形、名称、語、文字、数字、色の構成またはこれらの構成要素の組合せから成る標識であって、商品またはサービスの出所を識別するために商品またはサービスの取引に使用されるものを保護している。

商標登録の出願が悪意で行われた場合、または出願商標の基本要素もしくは全体が登録されている商標もしくは周知商標に類似している場合、そのような商標を登録することはできない。それゆえ、特定の商標出願が不正になされたと信ずべき理由を第三者が有し、かつ、それを証明する証拠を有している場合、その第

三者は、公開後3ヶ月以内であれば当該商標出願に対する異議申立を行うことができる。意匠出願手続の場合と同様、商標に対する異議申立があった場合、DGIPRはその旨を出願人に通知し、出願人は異議申立を受け取った日から2ヶ月以内に反対陳述書を提出することができる。

異議申し立てがあった後の再審査段階において、DGIPRは異議申立および反対陳述書の両方を考慮する。異議申立を提出した第三者には再審査の結果が通知される。再審査の結果として、公開された商標が拒絶された場合、出願人もしくはその代理人は、出願の拒絶査定通知の日付から起算して3ヶ月以内に、拒絶査定に対して不服を申し立てることができる。ただし、再審査によって商標の登録性が確認された場合、当該商標は登録されることになる。この場合、第三者が不服を申し立てる手段は法によって定められていない。

冒認商標の出願が既に登録されていた場合、インドネシア商標法第68条および第69条では、利害関係者が商標登録の取り消しを求める訴訟を商務裁判所に提起することを認めている。

商標登録の取消請求は、当該商標が登録された日から起算して5年以内に提出することができる。ただし、問題の商標が宗教的な道徳、一般良識もしくは公共の秩序に反するものである場合、取消請求の提出は無期限に認められる。

## ■ 留意事項

意匠および商標の所有者は、自らの意匠もしくは商標の模倣を発見するために民間の監視サービス業者を利用し、異議申立を提出する機会を逸しないようにすることが推奨される。ある企業が多数の意匠もしくは商標を登録している場合など、企業は、監視サービスにかかるコストと利用によって得られるメリットを比較し利用範囲を決めると良い。自社の主要な、または最も価値の高い意匠もしくは商標のみに絞って、監視サービスを利用する選択肢もある。

「登録意匠」もしくは「登録商標」の文言または登録商標のRマーク「®」の記号を意匠や商標に表示し、その意匠または商標の複製が侵害と見なされる可能性があることを潜在的な侵害者に警告すべきである。ただし、意匠もしくは商標の出願が未だ登録に至っていない時点で「登録意匠」もしくは「登録商標」の文言もしくは記号を使用するのは違法である。それゆえ、登録出願の対象となっている製品には「意匠出願中」の文言もしくは「TM」の記号を使用する方が妥当である。

意匠および商標の所有者が費用対効果の高い監視サービスを利用し、登録済みもしくは未登録の自社の意匠および商標に対して適正な文言もしくは記号を製品に表示するよう心がけていれば、侵害のリスクは低減されると考える。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)